

FAQ よくある質問 【耐震診断】

Q1 申請や事前相談の予約は必要ですか

予約は不要です。

Q2 電話・オンライン申請はできますか

できません。申請は、郵送又は窓口で受付けております。なお、申請前に必ず事前相談をしてください。

Q3 申請から診断士の派遣までにどれくらいの期間がかかりますか

1週間から10日程度で担当診断士が決まります。その後診断士から連絡がありますので、現地調査の日程を調整してください。

Q4 簡易耐震診断による耐震診断はどれくらいの期間がかかりますか

相談員の現地調査は半日程度で終了し、その場で診断結果が出ます。

Q5 一般診断法による耐震診断はどれくらいの期間がかかりますか

現地調査には半日から1日程度かかり、診断結果が出るまでに約2ヶ月を要します。（建物の大きさや形状、申請の混み具合により異なります）

Q6 区職員による事前調査では、何を確認しますか

建物が耐震化支援事業の対象かどうか確認します。

Q7 一般診断法による耐震診断を自費で行った場合、補強設計又は耐震改修工事から助成制度を使うことは可能ですか

可能です。ただし、申請前に区の職員による現地調査の実施が必要となります。また、耐震診断は、一般財団法人日本建築防災協会が定める一般診断法または精密診断法1に基づき評価されたものである必要があります。なお、除却工事のための簡易耐震診断は、区が実施するものに限りします。

その他、ご質問等ございましたら、
防災街づくり担当部 防災街づくり課 耐震促進
(TEL 03-6432-7177 FAX 03-6432-7987) までご連絡ください

Q1

設計者、工事業者を紹介してもらえますか

業者の紹介は行っていないので、ご自身で選定をお願い致します。
参考として、区に登録している[木造住宅耐震診断士登録簿](#)をご参照ください。
また、工事業者については、[「木造住宅耐震改修事業者講習会を受講した改修業者リスト（東京都ホームページ）」](#)をご参照ください。

Q2

除却工事の支援事業の対象区域は、世田谷区全域ですか

区内全域が対象です。なお、不燃化特区内の場合は、不燃化特区の除却助成制度をご利用いただける場合があります。不燃化特区の確認は[不燃化特区パンフレット](#)をご参照ください。

Q3

複数年度にわたって工事を行う場合、助成金の申請はできますか

耐震改修工事、除却工事については、工事と工事費の支払いを申請年度内に完了することが条件となります。不燃化耐震改修、不燃化建替えは、複数年度にわたっても交付対象となります。

Q4

不燃化建替えと除却工事の助成申請は併用できますか

できません。工事についての助成申請は、1棟につき1回限りです。

Q5

除却工事助成において、助成対象となる除却工事とそれ以外の工事（新築工事など）を1つの契約にまとめても良いですか。

良いです。ただし、助成金の交付決定後に工事請負契約をする必要があります。また、除却工事と除却工事費の支払いを申請年度内に完了することが条件となります。助成金の請求には、除却工事分の領収書が必要です。

Q6

補強設計で助成金30万円、耐震改修工事で100万円の合計130万円の助成金受け取ることができますか

できません。補強設計・耐震改修工事を合わせた助成金の上限は100万円です（拡充を除いた場合）。補強設計で30万円の助成金を受け取っている場合、耐震改修工事で受け取れる助成金の上限は70万円となります。

Q7

委任状に指定の様式はありますか

指定の様式はありませんが、委任状の参考様式をこちらの[ページ](#)に公開しております。

.....

Q8

設計者や工事業者は、世田谷区に拠点を置く業者から選ぶ必要がありますか

世田谷区内の業者から選ぶという条件はありません。

.....

その他、ご質問等ございましたら、
防災街づくり担当部 防災街づくり課 耐震促進
(TEL 03-6432-7177 FAX 03-6432-7987) までご連絡ください